

消防予第 136 号
平成 27 年 3 月 31 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁予防課長
(公 印 省 略)

認知症高齢者グループホーム等の火災対策の充実のための介護保険部局、
消防部局及び建築部局による情報共有・連携体制の構築について

平成 25 年 2 月に発生した長崎県長崎市の認知症高齢者グループホーム火災において死者 5 名、負傷者 7 名を出す惨事が発生したことを受け、消防庁に設置した「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会」（以下「検討部会」という。）において、認知症高齢者グループホーム等の火災対策の検討が行われ、同年 7 月に報告書が取りまとめられるとともに、「消防法施行令の一部を改正する政令」（平成 25 年政令第 368 号）により消防用設備等の設置基準を強化し、更なる防火安全対策を進めてきたところです。

認知症高齢者グループホーム等における安全対策を講ずるためには、関係行政機関が情報を共有し、連携して対応することが不可欠であるとの検討部会の報告書の提言を踏まえ、今般、認知症高齢者グループホーム等の防火安全対策の更なる充実を図るため、介護保険部局、消防部局及び建築部局による関係行政機関の情報共有・連携体制の構築について、厚生労働省及び国土交通省と検討を行い、別添 1 のとおり「認知症高齢者グループホーム等の火災対策の充実のための介護保険部局、消防部局及び建築部局による情報共有・連携体制の構築に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定しました。

つきましては、本ガイドラインを踏まえた関係行政機関の情報共有・連携体制の構築を推進されますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村等（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されますようお願いいたします。

なお、本ガイドラインについては、別添 2 及び別添 3 のとおり、厚生労働省老健局長から各都道府県知事あて及び国土交通省住宅局建築指導課長から各都道府県建築主務部長あて、それぞれ通知が発出されていることを申し添えます。

認知症高齢者グループホーム等の火災対策の充実のための介護保険部局、消防部局及び建築部局による情報共有・連携体制の構築に関するガイドライン

厚生労働省

総務省消防庁

国土交通省

1 ガイドライン策定の背景

認知症高齢者グループホーム等における火災対策については、総務省消防庁に設置された「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会」に厚生労働省及び国土交通省も参加し、その充実のための方策について検討が進められ、平成25年9月に報告書が取りまとめられたところである。

本ガイドラインは、当該報告書の提言を踏まえて、認知症高齢者グループホーム等の火災対策の充実のための介護保険部局、消防部局及び建築部局による関係行政機関の情報共有・連携体制の構築の進め方について、厚生労働省、総務省消防庁及び国土交通省において連携して検討を行い、策定したものである。

2 基本的な考え方

これまでに火災の発生した高齢者福祉施設においては、消防用設備等の設置・維持、消防訓練の実施等の消防法令上の規定や、防火区画、内装制限等の建築基準法令上の規定に適合していない施設（以下「不適合施設」という。）であったことに加え、火災発生時に行うこととされている必要な通報や初期消火、避難誘導等が十分に実施されなかったことなどにより、火災による被害が拡大する結果となっている。

介護保険部局、消防部局及び建築部局の各行政機関においては、過去に発生した火災から得られる教訓を踏まえ、不適合施設の改善への取組が日々進められているが、他の用途の建築物を高齢者福祉施設に転用する際に不適合施設となるケースも多いことなどから、十分な成果が得られているとは言い難い状況にある。

このような状況のもと、高齢者福祉施設における火災対策の充実を図るためには、介護保険部局、消防部局及び建築部局が、それぞれが把握する情報を共有するとともに、三部局の連携のもと、不適合施設の事業者により火災対策の改善が着実に進められるために必要となる体制を構築することが重要である。

さらに、介護保険部局が介護保険法に基づく新規のサービス事業者の指定（以下「新規指定」という。）の申請を受ける際、消防部局及び建築部局と連携しながら、消防法令及び建築基準法令への適合状況を確認することにより、新たな不適合施設の発生を防止することも重要である。

3 今回の取組

(1) 消防法令及び建築基準法令に関する周知及び相談体制の構築

消防部局及び建築部局は、介護保険部局との連携のもと、介護保険部局が開催する説明会の場等を活用し、高齢者福祉施設において遵守すべき消防法令及び建築基準法令について周知を図ること。

また、介護保険部局は、消防部局及び建築部局との連携のもと、高齢者福祉施設の事業者が自ら改善すべき事項があることを把握した場合に、当該事業者が消防部局及び建築部局に相談できる体制を構築すること。

(2) 不適合施設を着実に改善させる体制の構築

介護保険部局、消防部局及び建築部局の各行政機関は、以下の①から⑧の手順により、不適合施設の着実な改善を図ること。

- ① 介護保険部局は、別表に例示する介護サービスを提供する施設等（以下「対象施設等」という。）に関する情報（情報内容：事業所名、事業所の住所、事業所内のユニット数、更新年月日等）を、消防部局及び建築部局へ情報提供する。なお、実施に際しては、地域の実情に応じ、対象施設等の優先順位等を三部局で協議し、段階的に取り組むなど、円滑な事務の遂行に留意する。
- ② 消防部局及び建築部局は、介護保険部局から情報提供された対象施設等について、過去の立入検査の結果や法令に基づく検査済証の交付状況、定期報告の状況等を台帳等で確認し、不適合施設であることが疑

われる対象施設等を把握する。

- ③ 消防部局又は建築部局は、消防法令又は建築基準法令への適合状況に関する判断のために必要な情報がある場合は、対象施設等を指定してその内容を介護保険部局に照会する。

(消防法令又は建築基準法令への適合状況に関する判断のために必要な情報の例)
・建築物の概要(面積、階数)、利用形態等

- ④ 介護保険部局は、消防部局又は建築部局から照会された内容について台帳等で確認した情報を消防部局又は建築部局に回答する。

- ⑤ ②により対象施設等が不適合施設であると疑われる場合には、消防部局又は建築部局は、介護保険部局と連携しながら、不適合施設であることが疑われる対象施設等に対して立入検査を行うことや、法令に適合しているかどうかを確認することのできる設計図書や写真等の提出を求めることなどにより、消防法令又は建築基準法令への適合状況を確認する。この際、立入検査を実施する場合には、三部局合同で行うよう努める。

(建築部局が建築基準法令への適合状況を確認する手続きの具体例)

- ・対象施設等の事業者に対して、建築基準法第12条第5項により、建築士等が作成した設計図書や写真等の報告を求めること
- ・対象施設等の事業者から、「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン(平成26年7月国土交通省策定)」に基づく法適合状況調査報告書の提出を受けること

- ⑥ ⑤の結果、対象施設等が不適合施設であると判断された場合、消防部局又は建築部局は、三部局で情報を共有する(様式例第1号参照)とともに、計画的な改善が図られるよう、三部局が連携し、具体的な改善に係る計画(記載内容:改善する事項、改善工事の工程表(改善期間)、設定した改善期間を要する理由、入居者の状況等。以下同じ。)の提出を不適合施設の事業者を求める。

- ⑦ 介護保険部局、消防部局及び建築部局は、提出された具体的な改善に係る計画の内容を確認し、必要に応じて、不適合施設の事業者に対して、当該計画を修正し再度提出することを求め、不適合な事項の是正を指導するほか、必要に応じて、今後の改善に必要な命令等の措置を講じる。

- ⑧ 消防部局又は建築部局は、不適合な事項についての情報を的確に三部

局で共有する（様式例第1号参照）。介護保険部局は、消防部局又は建築部局がその危険性・悪質性を考慮して使用禁止命令等の措置が必要と判断する場合には、指定基準に従って適正な事業の運営をすることができないと考えられることから、消防部局又は建築部局と連携を図りながら、指定の停止・取消しを検討する。

（3）新規指定時の消防法令及び建築基準法令への適合状況の確認

介護保険部局は、消防部局及び建築部局と連携しながら、対象施設等の事業者から新規指定の申請やその相談があった場合には、以下の①から⑦の手順により、消防法令及び建築基準法令への適合状況の確認等を行うこと。

ただし、例えば、介護保険部局、消防部局及び建築部局の間で、以下の書類の提出を受けることなどの方法により、対象施設等が消防法令及び建築基準法令に適合していると判断することを事前に合意している場合には、以下の①から⑦の手順は必要ないものと考えられる。

（消防法令及び建築基準法令への適合状況に関する書類の具体例）

- ・消防法に基づく消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証（既存の建築物に対象施設等を開設する場合は、防火対象物点検結果報告書及び消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書）
- ・建築基準法に基づく検査済証（対象施設等を新築して開設する場合又は既存の建築物を増改築して対象施設等を開設する場合で、検査済証で対象施設等の用途に供されることが確認できるものに限る。）

- ① 介護保険部局は、対象施設等に関する情報（情報内容：事業所名、事業所の住所、事業所内のユニット数等）を、消防部局及び建築部局に情報提供するとともに、対象施設等に係る消防法令及び建築基準法令への適合状況に関する情報について、消防部局及び建築部局に文書等で照会する（様式例第2号参照）。
- ② 消防部局及び建築部局は、介護保険部局から照会された対象施設等について、法令に基づく検査済証の交付状況、定期報告の状況等を台帳等で確認し、介護保険部局にその内容を文書等で回答する（様式例第3号参照）。
- ③ ②により対象施設等について消防法令又は建築基準法令上必要な手続きが行われていないことが確認された場合には、介護保険部局は、対

象施設等の事業者に対して、申請に際して当該法令への適合状況について消防部局又は建築部局の確認を受けるよう求める。

- ④ 消防部局又は建築部局は、対象施設等の事業者から消防法令又は建築基準法令への適合状況について確認を求められた場合には、介護保険部局と連携しながら、対象施設等に対して立入検査を行うことや、法令に適合しているかどうかを確認することのできる設計図書や写真等の提出を求めることなどにより、消防法令又は建築基準法令への適合状況を確認する。この際、立入検査を実施する場合には、三部局合同で行うよう努める。

(建築部局が建築基準法令への適合状況を確認する手続きの具体例)

- ・対象施設等の事業者に対して、建築基準法第 12 条第 5 項により、建築士等が作成した設計図書や写真等の報告を求めること
- ・対象施設等の事業者から、「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン（平成 26 年 7 月国土交通省策定）」に基づく法適合状況調査報告書の提出を受けること

- ⑤ ④の結果、対象施設等が不適合施設ではないと判断された場合、消防部局又は建築部局は、対象施設等の事業者の求めに応じて、以下の方法等により、その旨を通知する。対象施設等の事業者は、当該文書を介護保険部局に新規指定の申請書の添付資料として提出する。

(通知方法の具体例)

- ・不適合な事項のないことを示す文書（立入検査結果通知書等）を交付すること
- ・建築基準法第 12 条第 5 項による報告を受理した上で、用途変更の確認申請を受けて、確認済証を交付すること

対象施設等が不適合施設であると判断された場合、消防部局又は建築部局は、三部局で情報を共有する（様式例第 1 号参照）とともに、三部局が連携し、計画変更又は具体的な改善を不適合施設の事業者に求める。

- ⑥ 消防部局又は建築部局は、不適合施設の事業者から計画変更又は改善結果について報告を受けた場合には、不適合な事項の改善状況を確認する。

- ⑦ ⑥の結果、対象施設等における不適合な事項が改善されていると判断された場合、消防部局又は建築部局は、対象施設等の事業者の求めに応じて、以下の方法等により、その旨を通知する。対象施設等の事業者は、当該文書を介護保険部局に新規指定の申請書の添付資料として

提出する。

(通知方法の具体例)

- ・ 不適合な事項のないことを示す文書（立入検査結果通知書等）を交付すること
- ・ 建築基準法第 12 条第 5 項による報告を受理した上で、用途変更の確認申請を受けて、確認済証を交付すること

対象施設等における不適合な事項が改善されていないと判断された場合には、消防部局又は建築部局は、当該情報を的確に三部局で共有する（様式例第 1 号参照）。

介護保険部局は、当該情報を踏まえ、対象施設等における不適合な事項が改善されない場合には、火災による被害が拡大するおそれが高く、指定基準に従って適正な事業の運営をすることができないと考えられること、要介護者等がいったん入居してしまうと当該要介護者等の生活に負担を与えてしまうこと、当該施設の改善に要する期間が長期化してしまうことから、不適合な事項について改善が図られるまで指定は行わないことを基本とする。

4 その他

(1) 情報共有及び連携の方法

介護保険部局、消防部局及び建築部局においては、情報共有や連携体制の構築をより効果的なものとするため、情報共有のための事務取扱要領の策定や連絡会議の設置等を検討すること。

その際、一の施設を所管する部局が、同一の自治体に属さないケース（例：介護保険部局は「町」、建築部局は「県」、消防部局は「一部事務組合」）では、自治体の枠を超えた連携が必要となることに留意すること。

(2) 取組の開始時期

本取組は、その性質上、速やかに実施すべきものであるが、各都道府県及び各市町村における新規指定の事務等に支障が生じないように、十分な周知期間を確保したうえで開始すること。

別表 対象とする介護サービスを提供する施設等の例

介護サービス	施設等
①通所介護	老人デイサービスセンター他
②（介護予防）通所リハビリテーション	介護老人保健施設 他
③（介護予防）短期入所生活介護	老人短期入所施設 他
④（介護予防）短期入所療養介護	介護老人保健施設 他
⑤（介護予防）特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム 他
⑥（介護予防）認知症対応型通所介護	老人デイサービスセンター 他
⑦（介護予防）小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護を行う施設
⑧（介護予防）認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者グループホーム
⑨地域密着型特定施設入居者生活介護	小規模な有料老人ホーム 他
⑩地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	小規模な特別養護老人ホーム 他
⑪複合型サービス	複合型サービスを行う施設
⑫介護福祉施設サービス	特別養護老人ホーム
⑬介護保健施設サービス	介護老人保健施設

(様式例 第1号)

高齢者福祉施設に係る指導状況連絡表

施設 の 概 要	新規・既存の別	新規・既存
	サービスの種類	
	事業者名	
	事業所名	
	所在地	
	ユニット数	
	更新指定日	
	建築物の概要	
	新築・改修等の別	新築・改修・その他（ ）
工期予定		
指 導 等 の 状 況	介護保険部局	
	消防部局	
	建築部局	
	その他	

(様式例 第2号)

第 号
平成 年 月 日

{ ○○建築行政担当課長 }
{ ○○消防本部担当課長 } 殿

介護保険主管課長

高齢者福祉施設における関係法令への適合状況について（照会）

下記の高齢者福祉施設に係る介護保険法に基づく指定の申請にあたり、当該施設における
{ 建築基準法令 } 上必要な手続きの状況、立入検査の状況等について照会します。
{ 消防法令 }

記

- ・サービスの種類
- ・事業者名
- ・事業所名
- ・所在地
- ・利用者・入所者の定員

※添付書類

位置図 外

以上

(様式例 第3号)

第 号
平成 年 月 日

介護保険主管課長 殿

{ ○○建築行政担当課長 }
{ ○○消防本部担当課長 }

高齢者福祉施設における関係法令への適合状況について（回答）

平成 年 月 日付 第 号で照会のあった標記について、下記のとおり回答します。

記

- 1 施設の概要
 - サービスの種類
 - 事業者名
 - 事業所名
 - 所在地

- 2 確認結果
 - 検査済証等の交付状況
 - 定期報告の状況
 - 立入検査の状況
 - 違反の状況

以上

老発 0331 第 33 号
平成27年 3 月 31 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

認知症高齢者グループホーム等の火災対策の充実のための介護保険部局、
消防部局及び建築部局による情報共有・連携体制の構築について
(技術的助言)

今般、認知症高齢者グループホーム等の火災対策の更なる充実を図るため、
介護保険部局、消防部局及び建築部局による関係行政機関の情報共有・連携体
制の構築の進め方について、厚生労働省、総務省消防庁及び国土交通省におい
て連携して検討を行い、別添のとおりガイドラインを策定したところ。

については、本ガイドラインを参考として、地方公共団体の介護保険部局、消
防部局及び建築部局は、それぞれの組織体制の実情に応じて、情報共有・連携
体制の構築に努められたい。

また、貴職におかれては、貴管内の市町村や関係機関に対しても、この旨周
知徹底いただきたい。

(別添)

認知症高齢者グループホーム等の火災対策の充実のための介護保険部局、消防部局及び建築部局による情報共有・連携体制の構築に関するガイドライン

厚生労働省
総務省消防庁
国土交通省

1 ガイドライン策定の背景

認知症高齢者グループホーム等における火災対策については、総務省消防庁に設置された「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会」に厚生労働省及び国土交通省も参加し、その充実のための方策について検討が進められ、平成25年9月に報告書が取りまとめられたところである。

本ガイドラインは、当該報告書の提言を踏まえて、認知症高齢者グループホーム等の火災対策の充実のための介護保険部局、消防部局及び建築部局による関係行政機関の情報共有・連携体制の構築の進め方について、厚生労働省、総務省消防庁及び国土交通省において連携して検討を行い、策定したものである。

2 基本的な考え方

これまでに火災の発生した高齢者福祉施設においては、消防用設備等の設置・維持、消防訓練の実施等の消防法令上の規定や、防火区画、内装制限等の建築基準法令上の規定に適合していない施設（以下「不適合施設」という。）であったことに加え、火災発生時に行うこととされている必要な通報や初期消火、避難誘導等が十分に実施されなかったことなどにより、火災による被害が拡大する結果となっている。

介護保険部局、消防部局及び建築部局の各行政機関においては、過去に発生した火災から得られる教訓を踏まえ、不適合施設の改善への取組が日々進められているが、他の用途の建築物を高齢者福祉施設に転用する際に不適合施設となるケースも多いことなどから、十分な成果が得られているとは言い難い状況にある。

このような状況のもと、高齢者福祉施設における火災対策の充実を図るためには、介護保険部局、消防部局及び建築部局が、それぞれが把握する情報を共有するとともに、三部局の連携のもと、不適合施設の事業者により火災対策の改善が着実に進められるために必要となる体制を構築することが重要である。

さらに、介護保険部局が介護保険法に基づく新規のサービス事業者の指定（以下「新規指定」という。）の申請を受ける際、消防部局及び建築部局と連携しながら、消防法令及び建築基準法令への適合状況を確認することにより、新たな不適合施設の発生を防止することも重要である。

3 今回の取組

(1) 消防法令及び建築基準法令に関する周知及び相談体制の構築

消防部局及び建築部局は、介護保険部局との連携のもと、介護保険部局が開催する説明会の場等を活用し、高齢者福祉施設において遵守すべき消防法令及び建築基準法令について周知を図ること。

また、介護保険部局は、消防部局及び建築部局との連携のもと、高齢者福祉施設の事業者が自ら改善すべき事項があることを把握した場合に、当該事業者が消防部局及び建築部局に相談できる体制を構築すること。

(2) 不適合施設を着実に改善させる体制の構築

介護保険部局、消防部局及び建築部局の各行政機関は、以下の①から⑧の手順により、不適合施設の着実な改善を図ること。

- ① 介護保険部局は、別表に例示する介護サービスを提供する施設等（以下「対象施設等」という。）に関する情報（情報内容：事業所名、事業所の住所、事業所内のユニット数、更新年月日等）を、消防部局及び建築部局へ情報提供する。なお、実施に際しては、地域の実情に応じ、対象施設等の優先順位等を三部局で協議し、段階的に取り組むなど、円滑な事務の遂行に留意する。
- ② 消防部局及び建築部局は、介護保険部局から情報提供された対象施設等について、過去の立入検査の結果や法令に基づく検査済証の交付状況、定期報告の状況等を台帳等で確認し、不適合施設であることが疑

われる対象施設等を把握する。

- ③ 消防部局又は建築部局は、消防法令又は建築基準法令への適合状況に関する判断のために必要な情報がある場合は、対象施設等を指定してその内容を介護保険部局に照会する。

(消防法令又は建築基準法令への適合状況に関する判断のために必要な情報の例)
・建築物の概要(面積、階数)、利用形態等

- ④ 介護保険部局は、消防部局又は建築部局から照会された内容について台帳等で確認した情報を消防部局又は建築部局に回答する。

- ⑤ ②により対象施設等が不適合施設であると疑われる場合には、消防部局又は建築部局は、介護保険部局と連携しながら、不適合施設であることが疑われる対象施設等に対して立入検査を行うことや、法令に適合しているかどうかを確認することのできる設計図書や写真等の提出を求めることなどにより、消防法令又は建築基準法令への適合状況を確認する。この際、立入検査を実施する場合には、三部局合同で行うよう努める。

(建築部局が建築基準法令への適合状況を確認する手続きの具体例)

- ・対象施設等の事業者に対して、建築基準法第12条第5項により、建築士等が作成した設計図書や写真等の報告を求めること
- ・対象施設等の事業者から、「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン(平成26年7月国土交通省策定)」に基づく法適合状況調査報告書の提出を受けること

- ⑥ ⑤の結果、対象施設等が不適合施設であると判断された場合、消防部局又は建築部局は、三部局で情報を共有する(様式例第1号参照)とともに、計画的な改善が図られるよう、三部局が連携し、具体的な改善に係る計画(記載内容:改善する事項、改善工事の工程表(改善期間)、設定した改善期間を要する理由、入居者の状況等。以下同じ。)の提出を不適合施設の事業者を求める。

- ⑦ 介護保険部局、消防部局及び建築部局は、提出された具体的な改善に係る計画の内容を確認し、必要に応じて、不適合施設の事業者に対して、当該計画を修正し再度提出することを求め、不適合な事項の是正を指導するほか、必要に応じて、今後の改善に必要な命令等の措置を講じる。

- ⑧ 消防部局又は建築部局は、不適合な事項についての情報を的確に三部

局で共有する（様式例第1号参照）。介護保険部局は、消防部局又は建築部局がその危険性・悪質性を考慮して使用禁止命令等の措置が必要と判断する場合には、指定基準に従って適正な事業の運営をすることができないと考えられることから、消防部局又は建築部局と連携を図りながら、指定の停止・取消しを検討する。

（3）新規指定時の消防法令及び建築基準法令への適合状況の確認

介護保険部局は、消防部局及び建築部局と連携しながら、対象施設等の事業者から新規指定の申請やその相談があった場合には、以下の①から⑦の手順により、消防法令及び建築基準法令への適合状況の確認等を行うこと。

ただし、例えば、介護保険部局、消防部局及び建築部局の間で、以下の書類の提出を受けることなどの方法により、対象施設等が消防法令及び建築基準法令に適合していると判断することを事前に合意している場合には、以下の①から⑦の手順は必要ないものと考えられる。

（消防法令及び建築基準法令への適合状況に関する書類の具体例）

- ・消防法に基づく消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証（既存の建築物に対象施設等を開設する場合は、防火対象物点検結果報告書及び消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書）
- ・建築基準法に基づく検査済証（対象施設等を新築して開設する場合又は既存の建築物を増改築して対象施設等を開設する場合で、検査済証で対象施設等の用途に供されることが確認できるものに限る。）

- ① 介護保険部局は、対象施設等に関する情報（情報内容：事業所名、事業所の住所、事業所内のユニット数等）を、消防部局及び建築部局に情報提供するとともに、対象施設等に係る消防法令及び建築基準法令への適合状況に関する情報について、消防部局及び建築部局に文書等で照会する（様式例第2号参照）。
- ② 消防部局及び建築部局は、介護保険部局から照会された対象施設等について、法令に基づく検査済証の交付状況、定期報告の状況等を台帳等で確認し、介護保険部局にその内容を文書等で回答する（様式例第3号参照）。
- ③ ②により対象施設等について消防法令又は建築基準法令上必要な手続きが行われていないことが確認された場合には、介護保険部局は、対

象施設等の事業者に対して、申請に際して当該法令への適合状況について消防部局又は建築部局の確認を受けるよう求める。

- ④ 消防部局又は建築部局は、対象施設等の事業者から消防法令又は建築基準法令への適合状況について確認を求められた場合には、介護保険部局と連携しながら、対象施設等に対して立入検査を行うことや、法令に適合しているかどうかを確認することのできる設計図書や写真等の提出を求めることなどにより、消防法令又は建築基準法令への適合状況を確認する。この際、立入検査を実施する場合には、三部局合同で行うよう努める。

(建築部局が建築基準法令への適合状況を確認する手続きの具体例)

- ・対象施設等の事業者に対して、建築基準法第 12 条第 5 項により、建築士等が作成した設計図書や写真等の報告を求めること
- ・対象施設等の事業者から、「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン（平成 26 年 7 月国土交通省策定）」に基づく法適合状況調査報告書の提出を受けること

- ⑤ ④の結果、対象施設等が不適合施設ではないと判断された場合、消防部局又は建築部局は、対象施設等の事業者の求めに応じて、以下の方法等により、その旨を通知する。対象施設等の事業者は、当該文書を介護保険部局に新規指定の申請書の添付資料として提出する。

(通知方法の具体例)

- ・不適合な事項のないことを示す文書（立入検査結果通知書等）を交付すること
- ・建築基準法第 12 条第 5 項による報告を受理した上で、用途変更の確認申請を受けて、確認済証を交付すること

対象施設等が不適合施設であると判断された場合、消防部局又は建築部局は、三部局で情報を共有する（様式例第 1 号参照）とともに、三部局が連携し、計画変更又は具体的な改善を不適合施設の事業者に求める。

- ⑥ 消防部局又は建築部局は、不適合施設の事業者から計画変更又は改善結果について報告を受けた場合には、不適合な事項の改善状況を確認する。

- ⑦ ⑥の結果、対象施設等における不適合な事項が改善されていると判断された場合、消防部局又は建築部局は、対象施設等の事業者の求めに応じて、以下の方法等により、その旨を通知する。対象施設等の事業者は、当該文書を介護保険部局に新規指定の申請書の添付資料として

提出する。

(通知方法の具体例)

- ・ 不適合な事項のないことを示す文書（立入検査結果通知書等）を交付すること
- ・ 建築基準法第 12 条第 5 項による報告を受理した上で、用途変更の確認申請を受けて、確認済証を交付すること

対象施設等における不適合な事項が改善されていないと判断された場合には、消防部局又は建築部局は、当該情報を的確に三部局で共有する（様式例第 1 号参照）。

介護保険部局は、当該情報を踏まえ、対象施設等における不適合な事項が改善されない場合には、火災による被害が拡大するおそれが高く、指定基準に従って適正な事業の運営をすることができないと考えられること、要介護者等がいったん入居してしまうと当該要介護者等の生活に負担を与えてしまうこと、当該施設の改善に要する期間が長期化してしまうことから、不適合な事項について改善が図られるまで指定は行わないことを基本とする。

4 その他

(1) 情報共有及び連携の方法

介護保険部局、消防部局及び建築部局においては、情報共有や連携体制の構築をより効果的なものとするため、情報共有のための事務取扱要領の策定や連絡会議の設置等を検討すること。

その際、一の施設を所管する部局が、同一の自治体に属さないケース（例：介護保険部局は「町」、建築部局は「県」、消防部局は「一部事務組合」）では、自治体の枠を超えた連携が必要となることに留意すること。

(2) 取組の開始時期

本取組は、その性質上、速やかに実施すべきものであるが、各都道府県及び各市町村における新規指定の事務等に支障が生じないように、十分な周知期間を確保したうえで開始すること。

別表 対象とする介護サービスを提供する施設等の例

介護サービス	施設等
①通所介護	老人デイサービスセンター他
②（介護予防）通所リハビリテーション	介護老人保健施設 他
③（介護予防）短期入所生活介護	老人短期入所施設 他
④（介護予防）短期入所療養介護	介護老人保健施設 他
⑤（介護予防）特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム 他
⑥（介護予防）認知症対応型通所介護	老人デイサービスセンター 他
⑦（介護予防）小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護を行う施設
⑧（介護予防）認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者グループホーム
⑨地域密着型特定施設入居者生活介護	小規模な有料老人ホーム 他
⑩地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	小規模な特別養護老人ホーム 他
⑪複合型サービス	複合型サービスを行う施設
⑫介護福祉施設サービス	特別養護老人ホーム
⑬介護保健施設サービス	介護老人保健施設

(様式例 第1号)

高齢者福祉施設に係る指導状況連絡表

施設 の 概 要	新規・既存の別	新規・既存
	サービスの種類	
	事業者名	
	事業所名	
	所在地	
	ユニット数	
	更新指定日	
	建築物の概要	
	新築・改修等の別	新築・改修・その他（ ）
工期予定		
指 導 等 の 状 況	介護保険部局	
	消防部局	
	建築部局	
	その他	

(様式例 第2号)

第 号
平成 年 月 日

{ ○○建築行政担当課長 }
{ ○○消防本部担当課長 } 殿

介護保険主管課長

高齢者福祉施設における関係法令への適合状況について（照会）

下記の高齢者福祉施設に係る介護保険法に基づく指定の申請にあたり、当該施設における
{ 建築基準法令 } 上必要な手続きの状況、立入検査の状況等について照会します。
{ 消防法令 }

記

- ・サービスの種類
- ・事業者名
- ・事業所名
- ・所在地
- ・利用者・入所者の定員

※添付書類

位置図 外

以上

(様式例 第3号)

第 号
平成 年 月 日

介護保険主管課長 殿

{ ○○建築行政担当課長 }
{ ○○消防本部担当課長 }

高齢者福祉施設における関係法令への適合状況について（回答）

平成 年 月 日付 第 号で照会のあった標記について、下記のとおり回答します。

記

1 施設の概要

サービスの種類

事業者名

事業所名

所在地

2 確認結果

検査済証等の交付状況

定期報告の状況

立入検査の状況

違反の状況

以上

国住指第 4889 号
平成 27 年 3 月 31 日

都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

認知症高齢者グループホーム等の火災対策の充実のための介護保険部
局、消防部局及び建築部局による情報共有・連携体制の構築について
(技術的助言)

認知症高齢者グループホーム等における火災対策については、平成 25 年 2 月に発生した長崎県におけるグループホーム火災において死者 5 名の人的被害が発生したことを受け、全国の特定行政庁に「認知症高齢者グループホームにおける違反是正の徹底等について」（平成 25 年 2 月 12 日付け国住指第 4310 号）により、すべての未是正物件について迅速な違反是正の徹底を図るよう依頼し、その後も継続してフォローアップ調査を実施しているところです。

今般、認知症高齢者グループホーム等の火災対策の更なる充実を図るため、介護保険部局、消防部局及び建築部局による情報共有・連携体制の構築の進め方について、厚生労働省、総務省消防庁及び国土交通省において連携して検討を行い、別添 1 のとおりガイドラインを策定いたしました。

つきましては、本ガイドラインを踏まえ、地方公共団体の介護保険部局、消防部局及び建築部局が相互に協力し、情報共有・連携体制の構築に努められますようお願いいたします。

また、本ガイドラインの策定については、別添 2 のとおり厚生労働省老健局長から各都道府県知事あてに、別添 3 のとおり総務省消防庁予防課長から各都道府県消防防災主管部長等あてに、それぞれ通知されていることを申し添えます。

なお、貴職におかれましては、貴管内の特定行政庁に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。

(別添 1)

認知症高齢者グループホーム等の火災対策の充実のための介護保険部局、消防部局及び建築部局による情報共有・連携体制の構築に関するガイドライン

厚生労働省

総務省消防庁

国土交通省

1 ガイドライン策定の背景

認知症高齢者グループホーム等における火災対策については、総務省消防庁に設置された「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会」に厚生労働省及び国土交通省も参加し、その充実のための方策について検討が進められ、平成25年9月に報告書が取りまとめられたところである。

本ガイドラインは、当該報告書の提言を踏まえて、認知症高齢者グループホーム等の火災対策の充実のための介護保険部局、消防部局及び建築部局による関係行政機関の情報共有・連携体制の構築の進め方について、厚生労働省、総務省消防庁及び国土交通省において連携して検討を行い、策定したものである。

2 基本的な考え方

これまでに火災の発生した高齢者福祉施設においては、消防用設備等の設置・維持、消防訓練の実施等の消防法令上の規定や、防火区画、内装制限等の建築基準法令上の規定に適合していない施設(以下「不適合施設」という。)であったことに加え、火災発生時に行うこととされている必要な通報や初期消火、避難誘導等が十分に実施されなかったことなどにより、火災による被害が拡大する結果となっている。

介護保険部局、消防部局及び建築部局の各行政機関においては、過去に発生した火災から得られる教訓を踏まえ、不適合施設の改善への取組が日々進められているが、他の用途の建築物を高齢者福祉施設に転用する際に不適合施設となるケースも多いことなどから、十分な成果が得られているとは言い難い状況にある。

このような状況のもと、高齢者福祉施設における火災対策の充実を図るためには、介護保険部局、消防部局及び建築部局が、それぞれが把握する情報を共有するとともに、三部局の連携のもと、不適合施設の事業者により火災対策の改善が着実に進められるために必要となる体制を構築することが重要である。

さらに、介護保険部局が介護保険法に基づく新規のサービス事業者の指定（以下「新規指定」という。）の申請を受ける際、消防部局及び建築部局と連携しながら、消防法令及び建築基準法令への適合状況を確認することにより、新たな不適合施設の発生を防止することも重要である。

3 今回の取組

(1) 消防法令及び建築基準法令に関する周知及び相談体制の構築

消防部局及び建築部局は、介護保険部局との連携のもと、介護保険部局が開催する説明会の場等を活用し、高齢者福祉施設において遵守すべき消防法令及び建築基準法令について周知を図ること。

また、介護保険部局は、消防部局及び建築部局との連携のもと、高齢者福祉施設の事業者が自ら改善すべき事項があることを把握した場合に、当該事業者が消防部局及び建築部局に相談できる体制を構築すること。

(2) 不適合施設を着実に改善させる体制の構築

介護保険部局、消防部局及び建築部局の各行政機関は、以下の①から⑧の手順により、不適合施設の着実な改善を図ること。

- ① 介護保険部局は、別表に例示する介護サービスを提供する施設等（以下「対象施設等」という。）に関する情報（情報内容：事業所名、事業所の住所、事業所内のユニット数、更新年月日等）を、消防部局及び建築部局へ情報提供する。なお、実施に際しては、地域の実情に応じて、対象施設等の優先順位等を三部局で協議し、段階的に取り組むなど、円滑な事務の遂行に留意する。
- ② 消防部局及び建築部局は、介護保険部局から情報提供された対象施設等について、過去の立入検査の結果や法令に基づく検査済証の交付状況、定期報告の状況等を台帳等で確認し、不適合施設であることが疑

われる対象施設等を把握する。

- ③ 消防部局又は建築部局は、消防法令又は建築基準法令への適合状況に関する判断のために必要な情報がある場合は、対象施設等を指定してその内容を介護保険部局に照会する。

(消防法令又は建築基準法令への適合状況に関する判断のために必要な情報の例)
・建築物の概要(面積、階数)、利用形態等

- ④ 介護保険部局は、消防部局又は建築部局から照会された内容について台帳等で確認した情報を消防部局又は建築部局に回答する。

- ⑤ ②により対象施設等が不適合施設であると疑われる場合には、消防部局又は建築部局は、介護保険部局と連携しながら、不適合施設であることが疑われる対象施設等に対して立入検査を行うことや、法令に適合しているかどうかを確認することのできる設計図書や写真等の提出を求めることなどにより、消防法令又は建築基準法令への適合状況を確認する。この際、立入検査を実施する場合には、三部局合同で行うよう努める。

(建築部局が建築基準法令への適合状況を確認する手続きの具体例)

- ・対象施設等の事業者に対して、建築基準法第12条第5項により、建築士等が作成した設計図書や写真等の報告を求めること
- ・対象施設等の事業者から、「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン(平成26年7月国土交通省策定)」に基づく法適合状況調査報告書の提出を受けること

- ⑥ ⑤の結果、対象施設等が不適合施設であると判断された場合、消防部局又は建築部局は、三部局で情報を共有する(様式例第1号参照)とともに、計画的な改善が図られるよう、三部局が連携し、具体的な改善に係る計画(記載内容:改善する事項、改善工事の工程表(改善期間)、設定した改善期間を要する理由、入居者の状況等。以下同じ。)の提出を不適合施設の事業者を求める。

- ⑦ 介護保険部局、消防部局及び建築部局は、提出された具体的な改善に係る計画の内容を確認し、必要に応じて、不適合施設の事業者に対して、当該計画を修正し再度提出することを求め、不適合な事項の是正を指導するほか、必要に応じて、今後の改善に必要な命令等の措置を講じる。

- ⑧ 消防部局又は建築部局は、不適合な事項についての情報を的確に三部

局で共有する（様式例第1号参照）。介護保険部局は、消防部局又は建築部局がその危険性・悪質性を考慮して使用禁止命令等の措置が必要と判断する場合には、指定基準に従って適正な事業の運営をすることができないと考えられることから、消防部局又は建築部局と連携を図りながら、指定の停止・取消しを検討する。

（3）新規指定時の消防法令及び建築基準法令への適合状況の確認

介護保険部局は、消防部局及び建築部局と連携しながら、対象施設等の事業者から新規指定の申請やその相談があった場合には、以下の①から⑦の手順により、消防法令及び建築基準法令への適合状況の確認等を行うこと。

ただし、例えば、介護保険部局、消防部局及び建築部局の間で、以下の書類の提出を受けることなどの方法により、対象施設等が消防法令及び建築基準法令に適合していると判断することを事前に合意している場合には、以下の①から⑦の手順は必要ないものと考えられる。

（消防法令及び建築基準法令への適合状況に関する書類の具体例）

- ・消防法に基づく消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証（既存の建築物に対象施設等を開設する場合は、防火対象物点検結果報告書及び消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書）
- ・建築基準法に基づく検査済証（対象施設等を新築して開設する場合又は既存の建築物を増改築して対象施設等を開設する場合で、検査済証で対象施設等の用途に供されることが確認できるものに限る。）

- ① 介護保険部局は、対象施設等に関する情報（情報内容：事業所名、事業所の住所、事業所内のユニット数等）を、消防部局及び建築部局に情報提供するとともに、対象施設等に係る消防法令及び建築基準法令への適合状況に関する情報について、消防部局及び建築部局に文書等で照会する（様式例第2号参照）。
- ② 消防部局及び建築部局は、介護保険部局から照会された対象施設等について、法令に基づく検査済証の交付状況、定期報告の状況等を台帳等で確認し、介護保険部局にその内容を文書等で回答する（様式例第3号参照）。
- ③ ②により対象施設等について消防法令又は建築基準法令上必要な手続きが行われていないことが確認された場合には、介護保険部局は、対

象施設等の事業者に対して、申請に際して当該法令への適合状況について消防部局又は建築部局の確認を受けるよう求める。

- ④ 消防部局又は建築部局は、対象施設等の事業者から消防法令又は建築基準法令への適合状況について確認を求められた場合には、介護保険部局と連携しながら、対象施設等に対して立入検査を行うことや、法令に適合しているかどうかを確認することのできる設計図書や写真等の提出を求めることなどにより、消防法令又は建築基準法令への適合状況を確認する。この際、立入検査を実施する場合には、三部局合同で行うよう努める。

(建築部局が建築基準法令への適合状況を確認する手続きの具体例)

- ・対象施設等の事業者に対して、建築基準法第 12 条第 5 項により、建築士等が作成した設計図書や写真等の報告を求めること
- ・対象施設等の事業者から、「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン（平成 26 年 7 月国土交通省策定）」に基づく法適合状況調査報告書の提出を受けること

- ⑤ ④の結果、対象施設等が不適合施設ではないと判断された場合、消防部局又は建築部局は、対象施設等の事業者の求めに応じて、以下の方法等により、その旨を通知する。対象施設等の事業者は、当該文書を介護保険部局に新規指定の申請書の添付資料として提出する。

(通知方法の具体例)

- ・不適合な事項のないことを示す文書（立入検査結果通知書等）を交付すること
- ・建築基準法第 12 条第 5 項による報告を受理した上で、用途変更の確認申請を受けて、確認済証を交付すること

対象施設等が不適合施設であると判断された場合、消防部局又は建築部局は、三部局で情報を共有する（様式例第 1 号参照）とともに、三部局が連携し、計画変更又は具体的な改善を不適合施設の事業者に求める。

- ⑥ 消防部局又は建築部局は、不適合施設の事業者から計画変更又は改善結果について報告を受けた場合には、不適合な事項の改善状況を確認する。

- ⑦ ⑥の結果、対象施設等における不適合な事項が改善されていると判断された場合、消防部局又は建築部局は、対象施設等の事業者の求めに応じて、以下の方法等により、その旨を通知する。対象施設等の事業者は、当該文書を介護保険部局に新規指定の申請書の添付資料として

提出する。

(通知方法の具体例)

- ・ 不適合な事項のないことを示す文書（立入検査結果通知書等）を交付すること
- ・ 建築基準法第 12 条第 5 項による報告を受理した上で、用途変更の確認申請を受けて、確認済証を交付すること

対象施設等における不適合な事項が改善されていないと判断された場合には、消防部局又は建築部局は、当該情報を的確に三部局で共有する（様式例第 1 号参照）。

介護保険部局は、当該情報を踏まえ、対象施設等における不適合な事項が改善されない場合には、火災による被害が拡大するおそれが高く、指定基準に従って適正な事業の運営をすることができないと考えられること、要介護者等がいったん入居してしまうと当該要介護者等の生活に負担を与えてしまうこと、当該施設の改善に要する期間が長期化してしまうことから、不適合な事項について改善が図られるまで指定は行わないことを基本とする。

4 その他

(1) 情報共有及び連携の方法

介護保険部局、消防部局及び建築部局においては、情報共有や連携体制の構築をより効果的なものとするため、情報共有のための事務取扱要領の策定や連絡会議の設置等を検討すること。

その際、一の施設を所管する部局が、同一の自治体に属さないケース（例：介護保険部局は「町」、建築部局は「県」、消防部局は「一部事務組合」）では、自治体の枠を超えた連携が必要となることに留意すること。

(2) 取組の開始時期

本取組は、その性質上、速やかに実施すべきものであるが、各都道府県及び各市町村における新規指定の事務等に支障が生じないように、十分な周知期間を確保したうえで開始すること。

別表 対象とする介護サービスを提供する施設等の例

介護サービス	施設等
①通所介護	老人デイサービスセンター他
②（介護予防）通所リハビリテーション	介護老人保健施設 他
③（介護予防）短期入所生活介護	老人短期入所施設 他
④（介護予防）短期入所療養介護	介護老人保健施設 他
⑤（介護予防）特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム 他
⑥（介護予防）認知症対応型通所介護	老人デイサービスセンター 他
⑦（介護予防）小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護を行う施設
⑧（介護予防）認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者グループホーム
⑨地域密着型特定施設入居者生活介護	小規模な有料老人ホーム 他
⑩地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	小規模な特別養護老人ホーム 他
⑪複合型サービス	複合型サービスを行う施設
⑫介護福祉施設サービス	特別養護老人ホーム
⑬介護保健施設サービス	介護老人保健施設

(様式例 第1号)

高齢者福祉施設に係る指導状況連絡表

施設 の 概 要	新規・既存の別	新規・既存
	サービスの種類	
	事業者名	
	事業所名	
	所在地	
	ユニット数	
	更新指定日	
	建築物の概要	
	新築・改修等の別	新築・改修・その他（ ）
工期予定		
指 導 等 の 状 況	介護保険部局	
	消防部局	
	建築部局	
	その他	

(様式例 第2号)

第 号
平成 年 月 日

{ ○○建築行政担当課長 }
{ ○○消防本部担当課長 } 殿

介護保険主管課長

高齢者福祉施設における関係法令への適合状況について（照会）

下記の高齢者福祉施設に係る介護保険法に基づく指定の申請にあたり、当該施設における
{ 建築基準法令 } 上必要な手続きの状況、立入検査の状況等について照会します。
{ 消防法令 }

記

- ・サービスの種類
- ・事業者名
- ・事業所名
- ・所在地
- ・利用者・入所者の定員

※添付書類
位置図 外

以上

(様式例 第3号)

第 号
平成 年 月 日

介護保険主管課長 殿

{ ○○建築行政担当課長 }
{ ○○消防本部担当課長 }

高齢者福祉施設における関係法令への適合状況について（回答）

平成 年 月 日付 第 号で照会のあった標記について、下記のとおり回答します。

記

1 施設の概要

サービスの種類

事業者名

事業所名

所在地

2 確認結果

検査済証等の交付状況

定期報告の状況

立入検査の状況

違反の状況

以上